

答申第 36 号

令和6年4月2日

所沢市教育委員会 様

所沢市情報公開・個人情報保護審査会

会長 徳永眞澄

答申書

令和5年12月5日付けで貴職から受けた、所沢市教育情報セキュリティポリシー又は所沢市教育情報セキュリティポリシー(抜粋版)(以下、「本件公開請求対象文書」という。)について行われた公開請求に対してなされた部分公開決定(以下、「本件部分公開決定処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次の通り答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年7月12日付け所教セ第373号により、所沢市教育委員会(以下、「実施機関」という。)が行った本件部分公開決定処分は、別表第2に掲げるものを非公開としたことは妥当であるが、その余の部分については公開すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和5年6月13日、所沢市情報公開条例(以下、「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、本件公開請求対象文書に係る公開請求を行った。
- 2 実施機関は、令和5年7月12日、本件公開請求対象文書のうち、別紙のとおり、条例第7条第4号及び第6号に該当し、公開することができないとして、本件部分公開決定処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和5年10月13日、本件部分公開決定処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件部分公開決定処分を取り消し、公文書公開決定を求めるもの

である。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び審査請求人提出追加資料並びに口頭意見陳述における主張を整理すると、概要、以下のとおりである。

- (1) 条例には、明文化されていないが、非公開にする前提として、該当部分が秘密管理されていることが必要である。秘密管理されていない、あるいは秘密管理が不十分なものは、非公開とすることは許されない。
- (2) 公開請求した文書は所沢市教育委員会の全職員約1,544名を対象に作成された文書であるが、日頃から秘密管理が徹底されているとは客観的に言えないから、一部非公開としたことは妥当ではない。
- (3) ソーシャルエンジニアリングの対策方法としては、定期的なセキュリティ教育を実施することなどで防ぐことができるのであり、一部非公開とする必要はない。
- (4) 所沢市教育情報セキュリティポリシーは、文部科学省が公開している「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」をもとに作成されたものだと思われ、これを参照すれば、非公開部分は容易に推測できるのであり、一部非公開とするのは適切ではない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、弁明書の内容等からすると、概要、以下の通りである。

- (1) 非公開部分には、各責任者等の職名が具体的に記載されていたり、組織体制図において示された各責任者等が記載されていることから、当該箇所を公開することでソーシャルエンジニアリング(人間の心理的な隙や、行動のミスなどに付け込んで、個人が持つパスワード等の重要な情報を入手すること)などの手法により、各責任者等や職員から聞き出した情報をもとに所沢市教育委員会のネットワークに侵入するリスクが想定され、そのリスクは所沢市教育委員会が保有する個人情報を含んだ情報資産の流出など重大なセキュリティ事故に繋がるおそれがあることから、条例第7条第4号に該当し、上記リスクは所沢市教育委員会における情報セキュリティに係る事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。
- (2) 非公開部分に、所沢市教育委員会の情報資産の分類について個別具体的に記載されていたり、サーバーの設置場所について記載されていたり、所沢市教育委員会のネットワーク構成が記載されている。これらの箇所が公開されると、前記1同様、条例第7条4号及び第6号に該当する。

第5 審査会の判断の理由

1 本件の争点について

本件の争点は、別表第1に掲げる情報を公開することで公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ及び所沢市における情報セキュリティに係る事務の適正な執行に

著しい支障を及ぼすおそれがあるか否かである。

2 条例第7条第4号及び第6号の該当性について

- (1) 別表第1に掲げる非公開情報には、組織体制、情報資産の分類などの情報セキュリティに関する情報が含まれている。

実施機関が条例第7条第4号及び第6号に該当する情報であると別表第1に掲げているもののうち、別表第2に掲げる情報については、実施機関の情報資産の分類について個別具体的に記載されていたり、サーバーの設置場所について記載されていたり、実施機関のネットワーク構成が記載されている。

これらの情報を公開すると、外部の攻撃者に手掛かりを与えたり、重要な機器等に直接的にアクセスされたりするリスクがあり、実施機関が保有する個人情報を含んだ情報資産の流出など、重大なセキュリティ事故に繋がるおそれがあることが認められる。

- (2) このことから別表第2に掲げる情報については、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ及び実施機関の情報セキュリティ対策の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるといえ、条例第7条第4号及び第6号に該当すると考えられる。

- (3) しかし、その余の情報については、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」により各地方公共団体における組織体制の構築について具体的にどのような役職者を充てるべきか示されている。また、市の組織体制については、ホームページ等で組織機構図が公開されている。これらの情報を組み合わせることによって所沢市における役職者を容易に識別することができる情報であると推測される。また、所沢市教育情報セキュリティポリシー（抜粋版）の電子メール・可搬記憶媒体による校外持ち出し及びクラウド保存・共有フォルダ保存 制限の図においては、実施機関の情報資産の例示として一部を示しているにすぎず、個別具体的な記載されているとまでは言えず、情報資産の内容と管理方法がひもづき、外部の攻撃者に保管場所が特定されるリスクがあると認められない。

- (4) このことから公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ及び実施機関の情報セキュリティ対策の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められないことから、条例第7条第4号及び第6号に該当しないと考えられる。

- (5) 以上のことから、本件公開請求対象文書のうち、別表第2に掲げる情報以外の情報については、条例第8条第1項の規定に基づき、部分公開することが妥当である。

3 結論

以上のことから、審査会は、前記のとおり判断する。

以上

別表第 1

| 該当公文書 | 公開することができない部分の概要 | 該当条号 |
|---|---|-----------------------------|
| 所沢市教育情報セキュリティポリシー (令和 5 年 6 月 1 日改訂) | 3.2. 組織体制 8 ページ組織体制図の図中、各責任者等を特定できる箇所 | 条例第 7 条 第 4 号及び 第 6 号 |
| | 3.2. 組織体制 8 ページ 2 9 行目 2 文字目から 4 文字目まで 9 ページ 6 行目 2 文字目から 7 文字目まで、2 9 行目 2 文字目から 1 3 文字目まで 1 0 ページ 2 行目 2 文字目から 9 文字目まで、6 行目 2 文字目から 9 文字目まで、1 2 行目 2 文字目から 2 4 文字目まで、1 8 行目 2 文字目から 1 5 文字目まで | 条例第 7 条 第 4 号及び 第 6 号 |
| | 3.3. 情報資産の分類と管理の方法 1 3 ページから 1 4 ページ学校における情報資産の分類の例示図の図中、情報資産を特定できる箇所 | 条例第 7 条 第 4 号及び 第 6 号 |
| | 3.4. 物理的セキュリティ 3.4.1. サーバ等の管理 1 8 ページ 1 3 行目 3 7 文字目から 1 4 行目 1 文字目から 1 5 文字目まで | 条例第 7 条 第 4 号及び 第 6 号 |
| | 3.4. 物理的セキュリティ 3.4.4. 教職員の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理 1 9 ページ 2 3 行目 1 5 文字目から 3 0 文字目まで | 条例第 7 条 第 4 号及び 第 6 号 |
| | 3.6. 技術的セキュリティ 3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理 2 6 ページ 1 行目 5 文字目から 1 3 文字目まで、2 行目から 7 行目まで | 条例第 7 条 第 4 号及び 第 6 号 |
| | 3.7. 運用 3.7.1. 情報システムの監視 3 5 ページ 1 3 行目から 1 8 行目まで | 条例第 7 条 第 4 号及び 第 6 号 |
| | 3.11. 評価・見直し 3.11.1. 監査 4 8 ページ 8 行目 1 7 文字目から 2 4 文字目まで | 条例第 7 条 第 4 号及び 第 6 号 |
| 所沢市教育情報セキュリティポリシー (抜粋版) | 情報資産の管理 4 段目 2 行目 1 4 文字目から 1 5 文字目まで、5 段目 | 条例第 7 条 第 4 号及び 第 6 号 |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>業務以外の目的での使用禁止</p> <p>8 段目 3 行目 8 文字目から 9 文字目まで</p> <p>9 段目 2 行目 4 文字目から 1 1 文字目まで</p> <p>1 0 段目 2 行目 2 0 文字目から 2 1 文字目まで</p> | <p>条例第 7 条 第 4 号 及 び 第 6 号</p> |
| | <p>電子メールの利用制限</p> <p>1 3 段目 1 6 文字目から 1 7 文字目まで</p> | <p>条例第 7 条 第 4 号 及 び 第 6 号</p> |
| | <p>無許可ソフトウェアの導入等禁止</p> <p>1 6 段目 1 行目 2 1 文字目から 2 2 文字目まで、2 行目 1 9 文字目から 2 0 文字目まで、2 3 文字目から 3 0 文 字目まで</p> | <p>条例第 7 条 第 4 号 及 び 第 6 号</p> |
| | <p>業務以外の目的でのウェブ閲覧禁止</p> <p>1 9 段目 3 行目 5 文字目から 6 文字目まで</p> | <p>条例第 7 条 第 4 号 及 び 第 6 号</p> |
| | <p>電子メール・可搬記憶媒体による校外持ち出し及びクラ ウド保存・共有フォルダ保存 制限</p> <p>電子メール・可搬記憶媒体による校外持ち出し及びクラ ウド保存・共有フォルダ保存 制限の図中、情報資産を 特定できる箇所</p> | <p>条例第 7 条 第 4 号 及 び 第 6 号</p> |

別表第 2

| 該当公文書 | 公開することができない部分の概要 | 該当条号 |
|---|--|---------------------|
| 所沢市教育情報セキュリティポリシー (令和 5 年 6 月 1 日改訂) | 3.3. 情報資産の分類と管理の方法 1 3 ページから 1 4 ページ学校における情報資産の分類の例示図の図中、情報資産を特定できる箇所 | 条例第 7 条第 4 号及び第 6 号 |
| | 3.4. 物理的セキュリティ 3.4.1. サーバ等の管理 1 8 ページ 1 3 行目 3 7 文字目から 1 4 行目 1 文字目から 1 5 文字目まで | 条例第 7 条第 4 号及び第 6 号 |
| | 3.4. 物理的セキュリティ 3.4.4. 教職員の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理 1 9 ページ 2 3 行目 1 5 文字目から 3 0 文字目まで | 条例第 7 条第 4 号及び第 6 号 |
| | 3.6. 技術的セキュリティ 3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理 2 6 ページ 1 行目 5 文字目から 1 3 文字目まで、2 行目から 7 行目まで | 条例第 7 条第 4 号及び第 6 号 |
| | 3.7. 運用 3.7.1. 情報システムの監視 3 5 ページ 1 3 行目から 1 8 行目まで | 条例第 7 条第 4 号及び第 6 号 |
| 所沢市教育情報セキュリティポリシー (抜粋版) | 情報資産の管理 5 段目 | 条例第 7 条第 4 号及び第 6 号 |